

守谷市子育て短期支援事業 (ショートステイ)

MORIYA



令和8年3月修正

どんな時に利用できるの？

以下の理由でお子さんを養育することができない場合に、一時的にお子さんを預けることができます。

- 1：保護者の疾病
- 2：育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など
身体上又は精神上の事由
- 3：出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- 4：冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など
社会的事由
- 5：その他

どのくらいの期間利用できるの？

7日以内

誰が利用できるの？

守谷市在住の児童（18歳未満）

預かり先はどこ？

【里親宅（市内）】

【乳児院】

- ・さくらの森乳児院
- ・日本赤十字茨城県支部乳児院

【児童養護施設】

- ・茨城道心園
- ・つくば香風寮
- ・窓愛園

里親の場合、所属先（保育所や
小学校）の利用ができます





利用の流れ



(1) 登録

- ①利用登録届出書（様式第1号） ②児童の移送及び緊急時の利用中止同意
③健康・発達状況報告書 を提出してください
登録内容に変更が生じたら「利用登録事項変更届」をご提出ください。

(2) 利用相談

電話または窓口にて、利用希望の日時、理由等をお知らせください
その後、市で施設等の空き状況の確認や調整を行います

(3) 利用申請

利用日決定後、①利用申請書（様式第4号）、②健康・発達状況報告書を提出
してください（郵送もしくは窓口）
※利用中は原則として薬の預かり・投与は行いません。ただし、医師の指示
により必要と認められる場合は、こども家庭センターにご相談ください。

(4) 利用

持ち物は、子育て短期支援事業持ち物等チェックリストをご覧ください
・施設利用の場合 保護者が直接施設に送迎してください
・里親利用の場合 待ち合わせ場所を利用申請時に相談します

(5) 支払い

利用後、納付書を送付します。
納入期限までに以下の納入場所でお支払いください
守谷市役所（会計課）・常陽銀行・筑波銀行・千葉銀行・茨城県信用組合・水戸信用金庫
結城信用金庫・茨城みなみ農業協同組合・中央労働金庫

*申請書等は右の QR コード（守谷市ホームページ）から、ダウンロードできます。



子育て短期支援事業基準額表

区分		利用者負担額	委託基準額	守谷市負担額
生活保護世帯	2歳未満児	0円	10,700円	10,700円
	2歳以上児	0円	5,500円	5,500円
市町村民税非課税世帯 父子家庭・母子家庭 養育世帯	2歳未満児	1,100円	10,700円	9,600円
	2歳以上児	1,000円	5,500円	4,500円
その他の世帯	2歳未満児	5,350円	10,700円	5,350円
	2歳以上児	2,750円	5,500円	2,750円

守谷市 こども家庭センター



〒302-0198 守谷市大柏 950-1

TEL 0297-45-1111（内線 154・157）